「呉市つながりプラットフォーム」設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて，人と人，人と資源が世代や分野を超えてまるごとつながることにより，地域住民等が支え合い，市民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて，包括的な支援体制を整備することを目的として，呉市つながりプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（活動）

第２条　プラットフォームは，前条の目的を達成するため，次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 分野・領域を超えた構成機関や関係者の情報共有及び交流促進に関する活動

(2) 地域共生社会の実現に関連する先進事例等の研修会及び情報交換会を通じた人材育成及び意識啓発に関する活動

(3) 前２号に掲げるもののほか，プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

（参画）

第３条　プラットフォームに参画を希望する者は，市長に対して，別に定める方法により申し込むものとする。

２　市長は，前項の規定による申込みがあったときは，次の事項を確認し，適当であると認めるときは，プラットフォームの会員（以下「会員」という。）として参画を認めるものとし，入会通知書（別記様式第１号）によりその旨を，当該申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知するものとする。

(1) 地域共生社会の実現に関連する事業を現に行っている，又は今後行おうとしているものであること。

(2) 地域共生社会に関心を有するものであること。

(3) 暴力団等の反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力と関係がないこと。

３　市長は，前項各号に規定する事項の確認のため必要な場合は，申込者の同意を得た上で関係する行政機関等に照会を行うものとする。

（退会等）

第４条　会員は，プラットフォームを退会したいときは，退会届（別記様式第２号）により市長に届け出るものとする。

２　市長は，会員が次の各号のいずれかに該当するときは，当該会員を除名するものとする。

⑴　１年以上連絡をとることができないとき。

⑵　解散し，又は事業を停止したとき。

⑶　プラットフォームの信用を著しく害したとき。

⑷　暴力団等の反社会的勢力であること又は，反社会的勢力と関係があることが判明したとき。

⑸　この要綱の規定に違反したとき。

⑹　前各号に掲げるもののほか，プラットフォームの活動に重大な支障が生じると認められるとき。

（守秘義務）

第５条　会員は，プラットフォームの目的以外に正当な理由なく，プラットフォームの活動で知り得た情報を漏らしてはならない。プラットフォームを退会又は除名された後も，同様とする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか，プラットフォームの運営等に関し必要な事項は，福祉保健部長が別に定める。

付　則

この要綱は，令和８年３月 10 日から実施する。

別記様式第１号

令和　　年　　月　　日

入　会　通　知　書

団 体 名
代表者名　　　　　　　　　　　　　　　様

呉　市　長

貴団体を「呉市つながりプラットフォーム」の参画団体として入会を認めます。

情報交換ツール　くれ福祉のお役立ちサイト（しっとってクレ）
ホームページアドレス　https://chiiki-kaigo.casio.jp/

ログイン ID　　●●●●●●●●●●
パ ス ワ ー ド　　●●●●●●●●●●

別記様式第２号

令和　　年　　月　　日

退　会　届

呉　市　長　　様

所 在 地
団 体 名
代表者名

次の理由により「呉市つながりプラットフォーム」を退会いたします。

《退会理由》